

平成 20 年 12 月 22 日

大阪市長 平松邦夫 様

大阪市特別職報酬等審議会
会 長 大 川 勉

特別職の報酬等の額及び大阪市会政務調査費の額について（答申）

平成 20 年 11 月 20 日本審議会に対し諮問のあった標記について、別紙の
おり答申します。

答 申

平成20年11月20日に、市長から「大阪市会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の額及び大阪市会政務調査費の額について」の諮問を受けました。

本審議会としては、諮問に基づき、社会経済情勢の変化や客観的な諸状況の推移等を考慮し慎重に検討を行いました。

大阪市における特別職の職務は、政令指定都市特有の広汎な活動分野に加え、都市機能の複雑化、高度化に対応するために専門的なものとなっており、その職責は非常に重いものです。

特別職の報酬等については、平成18年1月に改定されて以降の本年度までの一般職員の給与改定率の累計が△2.48%となっていますが、独自の減額措置を講じていること、今年度は国の特別職の歳費も改定を行わないこと、消費者物価指数が僅かながら上昇の兆しを見せていること、今日的な社会経済情勢、大阪市の特別職の果たすべき職責の重大さなどを総合的に勘案すると、現行額のまま据置とすることが適当であるとの結論に達しました。

市会政務調査費については、市会政務調査費の透明性の確保について、説明責任を果たす必要があることなど、各委員から多くの意見が出されるとともに、議員報酬及び市会政務調査費の額については、議会の独自性を尊重することも必要なことから、状況報告を受け議論を行いました。

大阪市会におかれては、今般、当審議会の答申に先立って、諮問事項にかかる議会の意思として、近年の市会政務調査費の透明性の確保に対する機運の高まりや危機的な財政状況にある大阪市の経費削減の取組みに呼応するためにも、市会政務調査費にかかる収支報告書へ、その支出すべてに領収書等の添付をすることとし、現任期期間において議員報酬を5%、市会政務調査費を10%削減することとし議員提出で特例条例を設けるとされたとのことであります。

当審議会としては、地方分権の進展に伴い、地方議会議員の果たす役割はますます重要なものとなることから、議員報酬及び市会政務調査費の額については、今後も適正なあり方について議論・検討を行なっていくつもりであります。今般、大阪市会が他政令指定都市に先駆けて取組まれてきた市会政務調査費の透明性を一段と強め、それを確保するとともに、議員報酬及び市会政務調査費の額についても自ら減じるとされた意思を尊重するものであります。

なお、市会政務調査費の額については、社会経済情勢の今後予想される大きな変化や市会政務調査費の使途状況などを踏まえた上で、当審議会でも主体的に検討できるようにし、適切な時期に当審議会に諮問されるよう切望する次第であります。

平成 22 年 11 月 16 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市特別職報酬等審議会
会 長 金 児 曉 嗣

大阪市会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の額について（答申）

平成 22 年 10 月 28 日、本審議会に対し諮問のあった標記について、次のとおり答申します。

記

平成 22 年 10 月 28 日に、大阪市長から「大阪市会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の額について」の諮問を受けました。

大阪市における特別職の職務は、政令指定都市特有の広汎な活動分野に加え、都市機能の複雑化、高度化に対応するため専門的なものとなっており、その職責は非常に重いものがありますが、今般、特別職を含め大阪市職員を取り巻く状況は非常に厳しく、大阪市政に対する市民の関心も高くなっているところです。

特別職の報酬等の額については、平成18年1月の前回改定以降、毎年、諮問を受け、審議を行ってきましたが、昨年度においては、「今日的な厳しい社会経済情勢であるものの、大阪市の特別職の果たすべき職責の重大さや、平成18年に報酬等の減額改定が行なわれている状況、並びに現在、自主的に報酬等の減額が行なわれていることなどを総合的に勘案し、報酬等の額について現行額のまま据置とすることが適当である」との答申を行い、現在に至っております。

本審議会としては、諮問に基づき、特別職の報酬等については、その職責に見合ったものとなるよう考慮するべきであるという基本認識のもと、客観的な情勢を勘案し、慎重に検討を行いました。

本年、審議会においては、大阪市一般職の職員の平成18年度からの給与改定率の累計が、 $\Delta 3.10\%$ となっていることや、消費者物価指数においては、平成17年を100とした場合、平成22年については、全国並びに大阪市の平均値は下落傾向の状況にあること、また、大阪市においては、市政改革を推進され、人件費の縮減に努めるなど、経費削減の取り組みを進められていますが、市税収入が大幅に減少する一方、生活保護費などの扶助費が増加しているという、極めて厳しい財政状況にあるといった点についても考慮する必要があること等を勘案し、議論を行いました。

また、特別職の報酬等については、「主に消費者物価指数の上昇、あるいは下落のみを考慮するのではなく、本市一般職員の給与改定の状況等も踏まえて改定していること」や、「他都市との比較において、特別職の報酬等については、制度上の額が最高位に位置する一方で、本市一般職の平均給料月額においては、給料減額を含めると最下位にある」ことなどが報告され、さらに、「多額の市債残高を抱える大阪市において、将来に財務リスクを残す点などを考慮すると、特別職の報酬等が、政令指定都市の中で、最上位に位置することが適当なのか」との意見もあり、加えて、平成21年度から大阪市一般職の職員の給料減額措置が継続されている中、前回改定以降、平成18年度から平成22年度までの給与改定率の累計に、平成22年度の減額措置による公民格差の影響率、 $\Delta 3.30\%$ を加えると、概ね、 $\Delta 6.3\%$ の減額率となる状況にあることも報告されました。

こうしたことから、「大阪市会議員の報酬並びに大阪市長、副市長の給料の額」については、その職責の重大さを考慮しながらも、今日の厳しい社会経済情勢との均衡を図る必要があることや、前回の改定以降、約5年が経過している状況等を総合的に勘案し、以下のとおり、速やかに $\Delta 5\%$ 程度を目安に減額改定を行うことが適当であるとの結論に達しました。

1. 報酬月額及び給料月額

(1) 市会議長	報酬月額	1,200,000 円
(2) 市会副議長	報酬月額	1,060,000 円
(3) 市会議員	報酬月額	970,000 円
(4) 市長	給料月額	1,420,000 円
(5) 副市長	給料月額	1,130,000 円

なお、常任委員長及び副委員長の報酬月額は、常任委員長については、1,010,000 円、副委員長については、990,000 円とすることが適当である。

2 実施時期

改定の時期については、この報酬等の改定に関する条例が公布された日の属する月の翌月とするのが妥当と考える。

(参考資料)

特別職区分	現行の報酬 (給料)月額	答申額	改定額	改定率
市会議長	1,260,000円	1,200,000円	△60,000円	△4.76%
市会副議長	1,120,000円	1,060,000円	△60,000円	△5.36%
市会議員	1,020,000円	970,000円	△50,000円	△4.90%
市長	1,500,000円	1,420,000円	△80,000円	△5.33%
副市長	1,190,000円	1,130,000円	△60,000円	△5.04%
市会常任委員長	1,060,000円	1,010,000円	△50,000円	△4.72%
市会常任副委員長	1,040,000円	990,000円	△50,000円	△4.81%

※1 現行の報酬（給料）月額は、平成18年1月1日から適用。

※2 市会議長、副議長、議員、常任委員長、副委員長については、平成21年4月から平成23年4月までの期間、5%を減額、また、市長、副市長については、平成20年2月から平成23年12月までの期間、10%を減額。

平成 23 年 8 月 26 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市特別職報酬等審議会
会 長 金 児 暁 嗣

市長及び副市長の退職手当の額について（答申）

平成 23 年 6 月 2 日、本審議会に対し諮問のあった標記について、次のとおり答申します。

記

平成 23 年 6 月 2 日に、大阪市長から「市長及び副市長の退職手当の額について」の諮問を受けました。

大阪市における市長及び副市長の職務は、政令指定都市特有の広汎な活動分野に加え、都市機能の複雑化、高度化に対応するため専門的なものとなっており、その職責は非常に重いものがありますが、今般、市長及び副市長を含め大阪市職員を取り巻く状況は非常に厳しく、大阪市政に対する市民の関心も高くなっているところです。

市長及び副市長の退職手当の額については、平成18年の総務事務次官通知「地方公務員の給与改定に関する取扱等について」を受けて、平成19年4月から本審議会の担当事務に加えられ、今般、初めて本審議会において審議することとなりました。

本審議会としては、諮問に基づき、市長及び副市長の退職手当の額については、その職責に見合ったものとなるよう考慮するべきであるという基本認識のもと、客観的な情勢を勘案し、慎重に検討を行いました。

まず、大阪市より、市長及び副市長の退職手当の額の算出方法と他の政令指定都市及び主要都府県における状況、大阪市の退職手当制度に係る昭和61年の改正経過、退職手当の一般的な性格や市長及び副市長の職務・職責、大阪市を含む政令指定都市等の予算規模や大阪市の財政収支状況などについて説明がなされました。

これを受けて、本審議会におきましては、各委員から多様な意見が提出され、活発な議論が交わされました。

そのなかで、市長の退職手当の額については、

- ・ 民間企業とは異なり、税金から支払われるということも加味しなければならないと思うが、市長としての職務・職責に対応するふさわしい金額というものがある。
- ・ 市長の現行制度における1任期あたりの給与は、年収ベースに置き換えると約3,500万円であるが、約4兆円の予算、職員数39,000人の長として、あるいは職務・職責の重大さ、繁忙さなどから見て決して高くはない。
- ・ 市債残高については過去からの累積であり、この間の取り組みによりその額は年々改善していることは評価できる。

などといった現行水準に妥当性を認める意見があった一方で、

- ・ 税収に比べ4倍強の市債残高がある市の財政状況や他都市との比較などに鑑みれば、ある程度の配慮は必要である。
- ・ 市長の退職手当の額について、職務・職責に鑑みると理解はできる数字ではあるものの、市民の方々から見て納得できる金額ではないのではないかと。
- ・ 都市格というものを考慮しつつも、市民感覚に照らし、退職手当額が政令指定都市中で最上位である必要はない。
- ・ 昭和61年以降、他都市において支給割合が改正されているなかで、大阪市において改正されていないことについて考慮すべきである。

などといった意見があり、これらの意見を総合的に勘案した結果、市長の退職手当の額は現行水準が著しく高いわけではないが、現在の大阪市の厳しい財政状況や市民感覚にも考慮してある程度の減額が必要であると判断しました。

一方、副市長の退職手当の額については、

- ・ 市長の場合と同様に昭和61年以降支給割合が改正されていない。
- ・ 市長の退職手当の額を引き下げるのであれば同様に考えるべきである。

- ・ 副市長就任当時を示されていた内容を、後に大きく変更することについては、一定の配慮が必要である。

などの意見が出され、一定の減額は必要であるものの、現副市長については段階的に引き下げる緩和措置をとることが望ましいとの意見で一致を見ました。

また、改正すべき額の算出に当たっては、昨年度の審議会で給料月額について議論し減額答申を行っていることから、今回は退職手当の支給割合を議論することとし、その減額の程度を検討する物差しとして他の政令指定都市の状況を参考にいたしました。

その結果、市長及び副市長の退職手当の額については、大阪市の都市格やその職務・職責の重大さを考慮しながらも、今日の厳しい大阪市の財政状況や他の政令指定都市との水準比較に鑑み市民の方々から納得を得られるよう、現行の支給割合を旧五大都市など他の政令指定都市の平均的な水準まで引き下げる改定を行うことが適当であるとの結論を得ました。

なお、副市長に民間から招へいする際には退職手当の減額によってその確保が困難になる可能性の指摘がありましたが、その場合は別に条例で定めることで対処できるものと考えます。

こうしたことから、本審議会では、「市長及び副市長の退職手当の額について」は、その職務・職責の重大さを考慮しつつも、大阪市の厳しい財政状況や社会情勢との均衡を図り、市民の十分な理解と支持が得られるよう、退職手当の支給割合及び額を、次のとおり速やかに改定を行うことが適当であるとの結論に達しました。

1 退職手当の支給割合及び額

(1) 市長 支給割合 100 分の 58
 退職手当の額 39,532,800 円

(2) 副市長 支給割合 100 分の 47
 退職手当の額 25,492,800 円

※ 退職手当の額については、任期満了時の額

ただし、現副市長の現任期に係る退職手当の額については、緩和措置として、現任期のうち、就任から条例改正前の任期に係る退職手当の支給割合については 100 分の 51 とし、条例改正後の任期に係る退職手当の支給割合については 100 分の 47 とする。

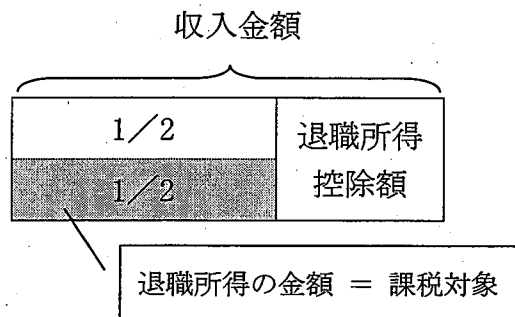
2 実施時期

改定の時期については、この退職手当の改定に関する条例が公布された日とするのが妥当と考える。

退職手当に係る所得税の取扱い

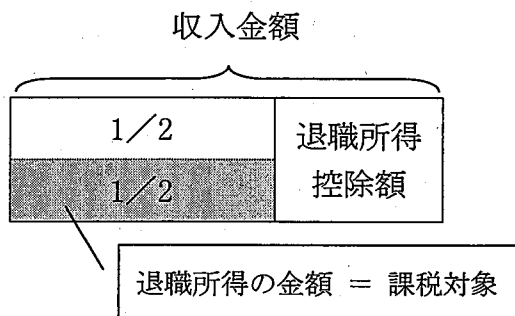
退職手当は、所得税法上「退職所得控除額」を控除した残額の2分の1に相当する金額を「退職所得の金額」として課税されていたが、平成25年1月以降、「特定役員」については、「退職所得控除額」を控除した残額に相当する金額を「退職所得の金額」として課税されることとなった。

【改正前】

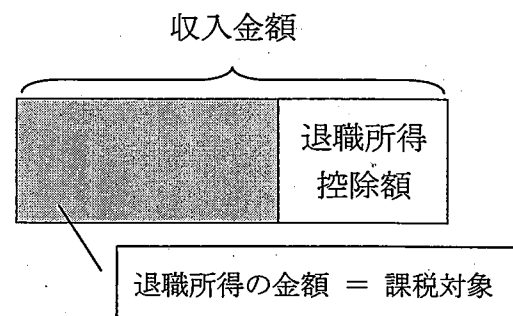


【改正後】

○ 「特定役員」以外の場合



○ 「特定役員」の場合



凡例

- 特定役員：役員等（※）の勤続年数が5年以下の者。

〔 ※ 法人税法2条15号に規定する役員（取締役、執行役等）、
国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員 〕

- 退職所得控除額：勤続20年以下 = 40万円 × 勤続年数

〃 20年超 = 800 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

【参考：所得税法第30条第2項（下線部は平成25年1月1日より施行）】

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分之一に相当する金額（当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額）とする。

